

一般社団法人日本養豚協会 豚認証集団に関する証明規程

制定 令和8(2026)年4月1日

(豚認証集団証明規程)

第1条 一般社団法人日本養豚協会（以下「本会」という。）は、豚認証集団の適正な利用とその普及を図るため、この規程により豚認証集団に関する証明を行う。

(豚認証集団証明の種類)

第2条 豚認証集団に関する証明は、次の各号に掲げる3種とする。

- (1) 豚認証集団の認定
- (2) 豚認証集団飼養施設（以下「飼養施設」という。）の指定
- (3) 豚認証集団種豚（以下「認証豚」という。）の証明

(豚認証認定の条件)

第3条 豚認証集団の認定は、次の各号のすべてに該当するものについて行

- (1) 本会が別に定める豚認証集団認定基準を満たすもの
- (2) 第4条に該当する飼養施設を有すること
- (3) 独立行政法人、都道府県の豚認証集団、飼養施設及び本会の適当と認める畜産関係施設で造成されたもの

(飼養施設の条件)

第4条 飼養施設の指定（第10条に定める追加指定を含む）は、独立行政法人、都道府県の施設及び本会の適当と認める畜産関係施設で、豚認証集団の継続的な改良、利用に関し十分な知識を有するものについて行う。

第5条 豚認証集団の広域的利用のため特に必要であり、豚認証集団の適正な利用体制が確立されると本会が認めた場合は、その条件に係らず、登録審議会に諮り、指定を行うことができる。

(認証豚の条件)

第6条 認証豚の証明は、本会が別に定める豚認証集団豚標示方法により認証豚の表示を行ったもののうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- (1) 豚認証集団の認定時に認定の対象となった群の豚
- (2) 飼養施設の群の更新のために繫養される豚
- (3) 飼養施設より配布される豚

(申込み)

第7条 豚認証集団の認定証明を受けようとする認証豚の造成者は、第1号様式の申込書及び第2号様式の配布計画書を提出しなければならない。

第8条 飼養施設の指定証明を受けようとする者は、第3号様式の申込書を提出しなければならない。

第9条 飼養施設の指定証明の更新を受けようとする者は、第3号様式の申込書に第4号様式の飼養施設、配布報告書を添えて提出しなければならない。

第10条 豚認証集団の認定証明以後新たに飼養施設の指定証明を受けようとする者は、第3号様式の申込書に、豚認証集団の認定証明を受けた豚認証集団の造成者が発行した第2号様式-2の追加配布計画書を添えて提出しなければならない。

第11条 認証豚の証明を受けようとする豚の所有者又は管理者は、第5号様式の申込書を本会に提出しなければならない。

(調査等)

第12条 委託団体（本会登録業務等の実施に関する規程により指定した委託団体をいう。以下同じ。）が第7条、第8条及び第9条、第10条の申込書並びに計画書を受理したときは、必要な調査を行った上、申込書を本会に提出しなければならない。

(認定・指定の可否)

第13条 本会が前条の申込書及び計画書を受理したときは、認証集団の認定及び飼養施設の指定に必要な調査を行った上、登録審議会に諮り、その結果に基づき認定及び指定の可否を決定する。

(決定通知)

第14条 委託団体が前条の決定通知を受けたときは、申込者にその結果を通知する。ただし、委託団体が都道府県内に存在しない場合は、本会より申込者に直接通知する。

(継続改良・配布等)

第15条 指定を受けた飼養施設の長は、その豚認証集団を本会が別に定める豚認証集団認定基準に基づき適正に飼養施設更新、配布しなければならない。

(指導・調査)

第16条 指定した飼養施設に対し、本会が別に定める登録委員規程により委嘱した登録委員（以下「登録委員」という。）が必要に応じ、継続改良、配布等の指導、調査を行うことができる。

(指定期間)

第17条 飼養施設の指定期間は、指定を受けた年度限りとし、毎年度指定の更新を行うものとする。

(証明書の発行)

第18条 本会が豚認証集団に関する証明等をしたときは、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 豚認証集団の認定証明にあつては、第1号ひな形の証明書を発行する
- (2) 飼養施設の指定証明にあつては、第2号ひな形の証明書を発行する

(3) 認証豚の証明にあつては、第3号ひな形の証明書発行する

(書換え・再交付)

第19条 認証豚の証明書を汚損又は滅失し、書換え又は再交付を受けようとする者は、第6号様式の書換え又は再交付申込書に汚損の場合はその証明書を添え、滅失の場合はその事由を具体的に記入して本会に提出しなければならない。

2 本会は前項の証明書を再交付する場合には再交付の証明書に「再」の字を印することとし、再交付により元の証明書はその効力を失う。

(取消し)

第20条 認定した豚認証集団において次の事項が生じたときは、その豚認証集団の認定証明を取り消すものとする。

(1) 認定を受けた者から廃止の申し出があったとき

(2) 豚認証集団が認定の条件を欠いたとき

(3) その他豚認証集団として不相当と認めたとき

第21条 指定した飼養施設において次の事項が生じたときは、その指定証明を取り消すものとする。

(1) 豚認証集団認定が取り消されたとき

(2) 豚認証集団の認定を受けた者から廃止の申し出があったとき

(3) 豚認証集団が認定及び飼養施設の維持の条件を欠いたとき

(4) その他飼養施設として適当でないと認めたとき

第22条 第20条による豚認証集団認定証明の取り消し及び第21条による飼養施設指定証明の取り消しを受けたとき、または本会が豚認証集団に関する証明に関して虚偽又は不正の行為があると認めたときは、その証明を取り消すものとし、その証明書を本会に返納させるものとする。

(更正)

第23条 豚認証集団に関する証明に関して錯誤は発見したときは、その証明を更正する。ただし、更正し得ないものは前条の例により処理す

(料金)

第24条 証明料及びその他の料金は、次の各号のとおりとする。

(1) 豚認証集団認定証明料 1件につき 150,000円(税込165,000円)

(2) 豚認証豚飼養施設指定証明料 1場につき 20,000円(税込22,000円)

(3) 豚認証集団種豚証明料 1頭につき 1,000円(税込1,100円)

(4) 証明書書換料 同 1,000円(税込1,100円)

(5) 証明書再交付料 同 4,000円(税込4,400円)

(料金の納付)

第25条 前条の料金は、申込みの際に納付するものとする。既に納付した料金はいかなる場合でも返還しない。

(特別の費用)

第26条 豚認証集団に関する証明に関して調査等のため第24条の料金以外の特別の費用を必要とする場合には、証明を受けようとする者はその一部又は全部を負担しなければならない。

(委託団体の経由)

第27条 この規程によって本会に提出する書類等は、委託団体を經由するものとする。ただし、委託団体が都道府県内に存在しない場合は、本会に直接提出する。

(電子申請)

第28条 証明を受けようとする者又は委託団体が、登録等事務処理要領に定めるシステム利用者登録を行い、第11条の申込みについて電子申請を利用した場合は、本規程に定める申込書を提出したものとみなす。

附則

1. この規程は2026年4月1日よりこれを施行する。

豚認証集団認定基準

1. 豚認証集団造成計画の承認
豚認証集団の造成を計画する者は、造成開始前に第7号様式の豚認証集団造成計画書を提出し、登録審議会において造成計画の承認を得ていること。
2. 品種等
次のいずれかであること。
 - (1) 外部導入する個体も含め種豚登録豚又は子豚登記豚
 - (2) その他本会の適当と認める品種又は合成種
3. 群の大きさ
群の大きさは、種雄豚4頭以上、種雌豚16頭以上であること。
4. 血縁
導入世代以降の母豚同士の血縁が繋がるよう配慮すること。第5項にあげる能力の達成までは、他の集団からの外部導入をしないこと。
5. 能力
目的とする推定総合育種価について、標準化した選抜差の累積が1以上、または改良前の集団より1遺伝標準偏差以上の達成をすること。ただし、育種価として評価できない形質は登録審議会において改良されたと認められるもの。原則として5年以内に目標を達成すること。
6. その他
 - (1) 豚認証集団は認証後も改良を継続すること。
 - (2) 豚認証集団は認証後も全期間にわたり第3項にあげる群の大きさを満たすこと。

附則

1. この認定基準は2026年4月1日よりこれを施行する。

認証継続のための留意事項

認証後には、以下の点について留意して豚認証集団を管理すること

1. 認証後の改良の継続が登録審議会で認められない場合には、認証を取り消す。
2. 豚認証集団以外の集団から外部導入をした場合は、認証を取り消す。ただし、外部導入比率が12.5%以下と登録審議会で認めた場合には、原則5年を移行措置期間として認証の延長を認めるが、5年以内には改良基準（目的とする推定総合育種価について、標準化した選抜差の累積が1以上、または改良前の集団より1遺伝標準偏差以上の改良）を達成することとし、改良実施状況を登録審議会へ報告すること。
3. 改良実施状況の報告については認証に至る過程はもとより、認証後も引き続き時代の趨勢にあった改良に資するため、表型値や遺伝的趨勢等を登録審議会へ報告する。特段の理由なく報告が無い場合は、その認証を取り消す。
4. 認証集団の改良において、改良の方向性を変更する場合は登録審議会において承認を得ること。
5. 交配を実施する際には、導入世代以降の母豚同士の血縁が繋がるように配慮すること。

豚認証制度全体における留意事項

1. 認証する集団については、登録審議会で、その集団が過去を含めて改良基準（目的とする推定総合育種価について、標準化した選抜差の累積が1以上、または改良前の集団より1遺伝標準偏差以上の改良）を達成したと認められた場合は、認証できることとする。
2. 育種価の利用促進を図るため、改良形質と改良形質以外のデータ（繁殖形質及び産肉形質（特にランドレース、大ヨークシャー、デュロック、及びバークシャーの一日平均増体重、背脂肪の厚さ及びロース断面積）を遺伝的能力評価に提出する。
3. 認証豚または認証候補豚や精液などの遺伝資源は種豚生産者の求めに応じて、育種改良素材として都道府県内外を問わず配布に努める。現状困難な状況であっても将来的に配布することを前提とする。
4. これら基準に定めのない事項や基準の解釈等に疑義が生じた場合は、豚認証制度の趣旨に従い、登録審議会で協議する。

豚認証集団標示方法

認証豚飼養施設より配布される認証豚について、子豚登記等の血統証明書に認証豚である旨の標示を行う。ただし、本会が認証豚の標示に関して虚偽又は不正の行為があると認めるときは、その表示を取り消すものとする。

豚 認 証 集 団 認 定 証 明 申 込 書

造 成 者	住 所
造 成 者	氏 名 等
造 成 実 施	場 所 住 所
造 成 実 施	場 所 名
	農場コード*

造 成 開 始	西 暦	年	月	日	期 間	年	月	日
認 証 承 認	西 暦	年	月	日				

認 証 豚 集 団 名	品 種 等
-------------	-------

主 要 改 良 形 質	.
	.
	.
	.

上記のもの貴会豚認証集団に関する証明規程により豚認証集団の認定証明を受けたいので申込みます。

一般社団法人 日本養豚協会 会長 殿 西暦 年 月 日

申 込 者 住 所

申 込 者 社 名 等

申 込 者 代 表 者 名

㊞

※ 委託団体の承認印を受けること。ただし、委託団体が無い場合は直接本会に提出すること。

認定を受ける種豚群一覧

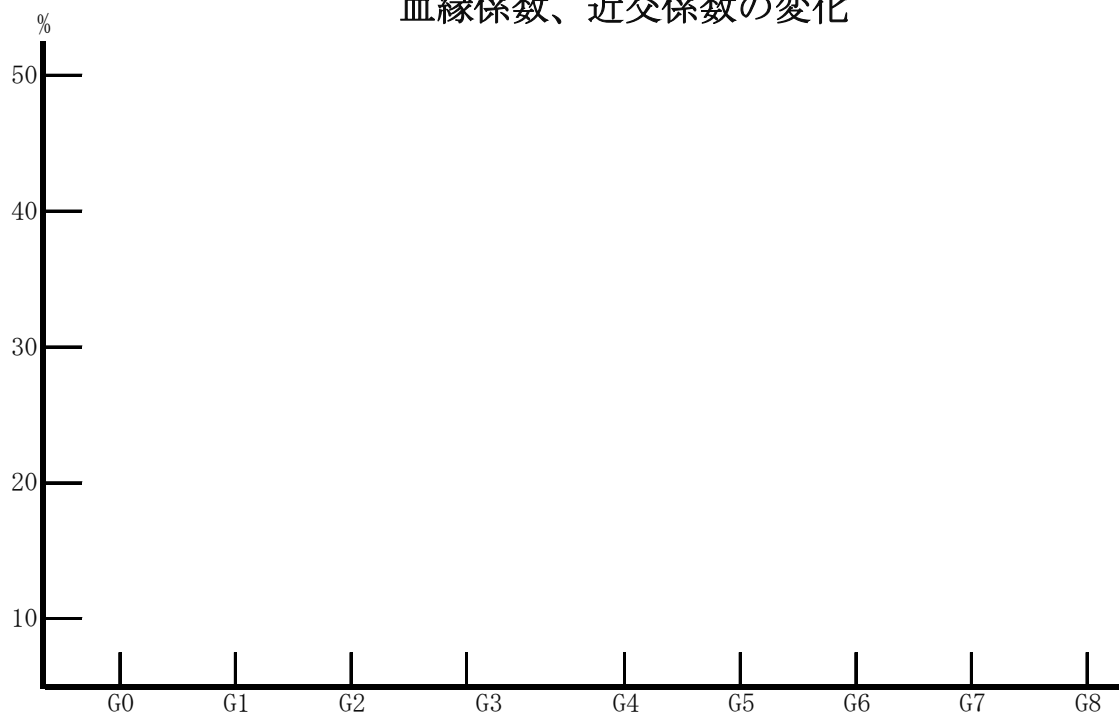
No.	血統証明番号(耳標No.)	性別	生年月日	父 母	(血統証明番号) (血統証明番号)
1	—		年 月 日	父 母	— —
2	—		年 月 日	父 母	— —
3	—		年 月 日	父 母	— —
～					
	—		年 月 日	父 母	— —
合計		♂ ♀	頭 頭		

認定を受ける種豚群に対する基礎豚の相対寄与率

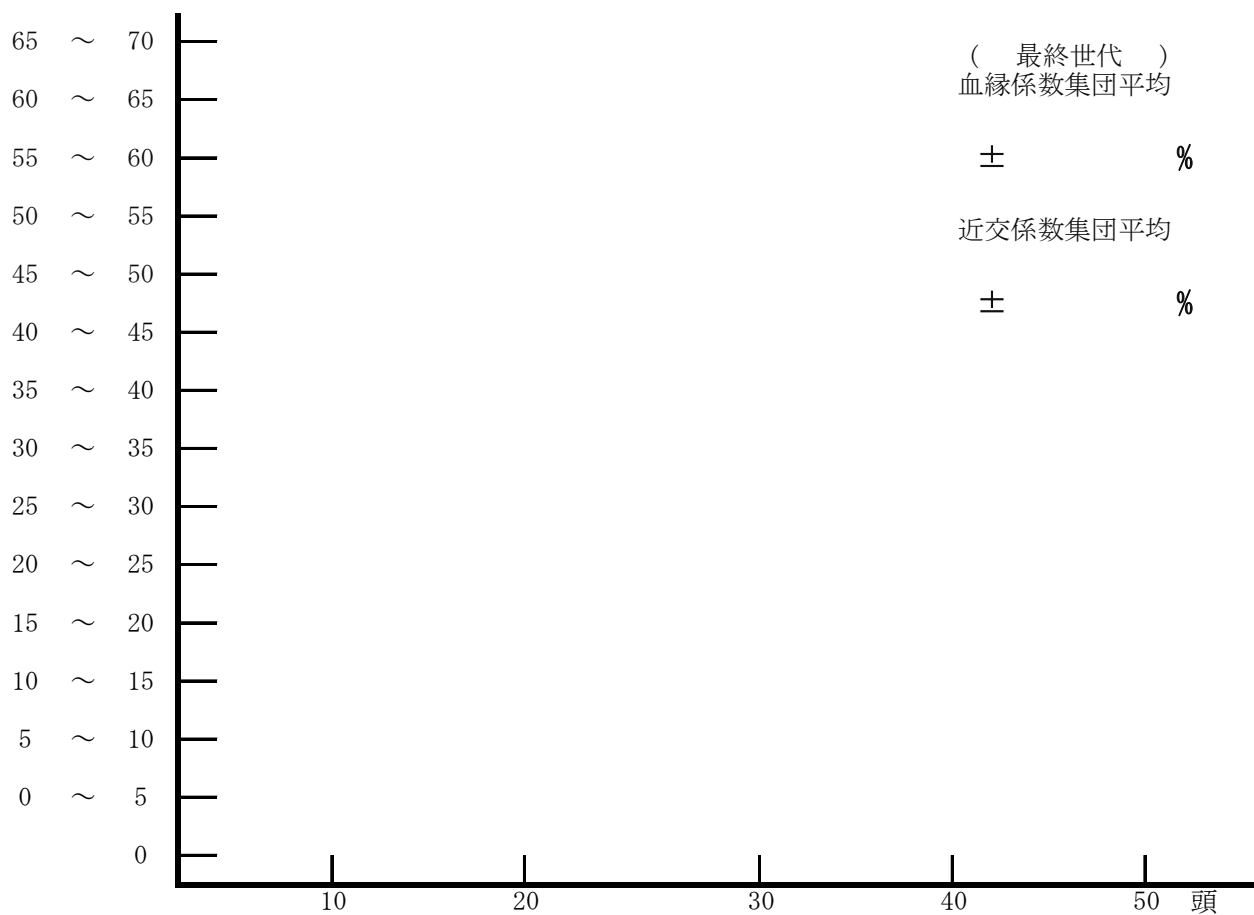
基礎豚 ()		基礎豚 ()		~	基礎豚 ()	
血統証明番号	寄与率	血統証明番号	寄与率		血統証明番号	寄与率
—	%	—	%		—	%
—	%	—	%		—	%
—	%	—	%		—	%
—	%	—	%		—	%
—	%	—	%		—	%

※ () 内は性別を記入する

血縁係数、近交係数の変化



血縁係数、近交係数の集団平均と分布図



認証集団の特長及び能力

1. 特長

2. 能力

形質名	例数	平均値±標準偏差	摘要
主要改良形質			

※ 次の形質については、主要改良形質以外でも記入のこと。

- ①一日平均増体重、②飼料要求率、③背脂肪(背)の厚さ、④ロース断面積 (注:いずれも個体の成績)

認証集団の造成方法

1. スタンダードプラン
2. 世代経過
3. 選抜指数式

認 証 豚 飼 養 施 設 追 加 ・ 配 布 計 画 書

造 成 者
住 所 等

造 成 者
氏 名 等

造 成 実 施
場 所 名

農場コード

認証集団豚名

品 種 等

飼 養 施 設 か ら の 配 布 先 一 覧 表

飼養施設の名称及び所在地 代表者氏名	配布年月日	頭数 ♂ ♀
	西暦 年 月 日	
	西暦 年 月 日	
	西暦 年 月 日	

一般社団法人 日本養豚協会 会長 殿

西暦 年 月 日

※ 委託団体の承認印を受けること。ただし、委託団体が無い場合は直接本会に提出すること。

認 証 豚 飼 養 施 設 指 定 証 明 申 込 書

飼 養 施 設
所 有 者

飼 養 施 設
住 所 等

飼 養 施 設
名 称 地

飼 養 施 設 長 の
職 ・ 氏 名

職

氏名

飼 養 施 設
設 立 年 月 日

西暦

年

月

日

飼 養 す る
認 証 集 団 名

品 種 等

飼 養 施 設
概 要

棟数

:

棟

面積

:

m²

収容能力

: 種雄豚舎

豚房

頭

種雌豚舎

豚房

頭

育成豚舎

豚房

頭

分娩豚舎

豚房

頭

飼 養 施 設 に
従 事 す る 者

技術者

:

名

補助者

:

名

上記のもの貴会認証豚に関する証明規程により豚認証集団飼養施設の指定証明を受けたいので申込みます。

一般社団法人 日本養豚協会 会長 殿

西暦

年

月

日

申 込 者 住 所

申 込 者 社 名 等

申 込 者 代 表 者 名

Ⓔ

※ 委託団体及び造成者の承認印を受けること。ただし、委託団体が無い場合は直接本会に提出すること。

造 成 者 名

Ⓔ

委 託 団 体 名

Ⓔ

認証豚飼養施設 繫養豚名簿

認証集団名 _____

品 種 等 _____

No.	血統証明番号(耳標No.)	性別	生年月日 (導入月齢)	父 (血統証明番号) 母 (血統証明番号)	備考
1	— A123456		年 月 日 (カ月齢)	父 — 母 —	
2	—		年 月 日 (カ月齢)	父 — 母 —	
3	—		年 月 日 (カ月齢)	父 — 母 —	
～					
	—		年 月 日 (カ月齢)	父 — 母 —	
合計		♂ ♀	頭 頭		

※ 飼養施設間で認証豚を移動した場合は、該当豚の血統証明番号欄の前に○印を付すとともに備考欄に移動前に繫養されていた飼養施設名を記入すること。

豚 認 証 集 団 の 認 証 継 続 、 配 布 報 告 書

飼 養 施 設
住 所 等

飼 養 施 設
名 称 地

報 告 者 職

氏名

認 証 継 続 期 間	年	西 曆	年	月	日
	年	西 曆	年	月	日

認 証 集 団 豚 名

品 種 等

交 配 数

分 娩 腹 数

同 腹 生 産 子 豚 数	♂	頭	♀	頭
------------------	---	---	---	---

血 統 証 明 数	♂	頭	♀	頭
-----------	---	---	---	---

配 布 (譲 渡) 数	飼 養 施 設 そ の 他	♂ ♂	頭 頭	♀ ♀	頭 頭
---------------	------------------	--------	--------	--------	--------

自 場 更 新 数	♂	頭	♀	頭
-----------	---	---	---	---

導 入 実 績	精 液	本	種 豚	♂ ♀	頭
---------	-----	---	-----	--------	---

配 布 場 所 数	飼 養 施 設 そ の 他	カ 所 カ 所
-----------	------------------	------------

一 般 社 団 法 人 日 本 養 豚 協 会 会 長 殿 西 曆 年 月 日

※ 配布(譲渡)数及び配布場所数については、飼養施設へ配布するものと、その他に配布するものを区別し各々記載すること。

※ 本会委託団体の認証印を受けること。ただし、委託団体が無い場合は直接本会に提出すること。

認 証 豚 配 布 先 一 覧

No.	配布先住所・氏名	性別		配布年月日	備考
		♂	♀		
1				年 月 日	
2				年 月 日	
3				年 月 日	
～					
	—			年 月 日	
合計					

※ 飼養施設へ配布したものについては、配布先住所氏名の欄の前に○印を付すこと。

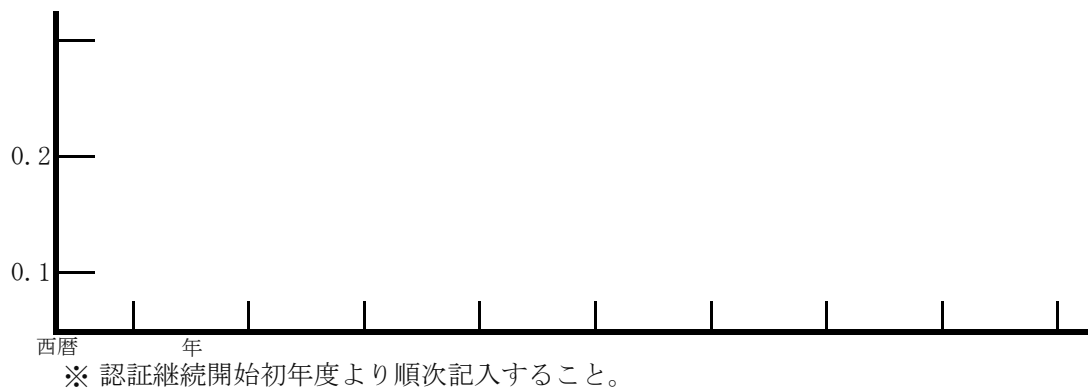
認証豚飼養施設 繫養豚の能力

	形質名	例数	平均値±標準偏差	摘要
主要改良形質				

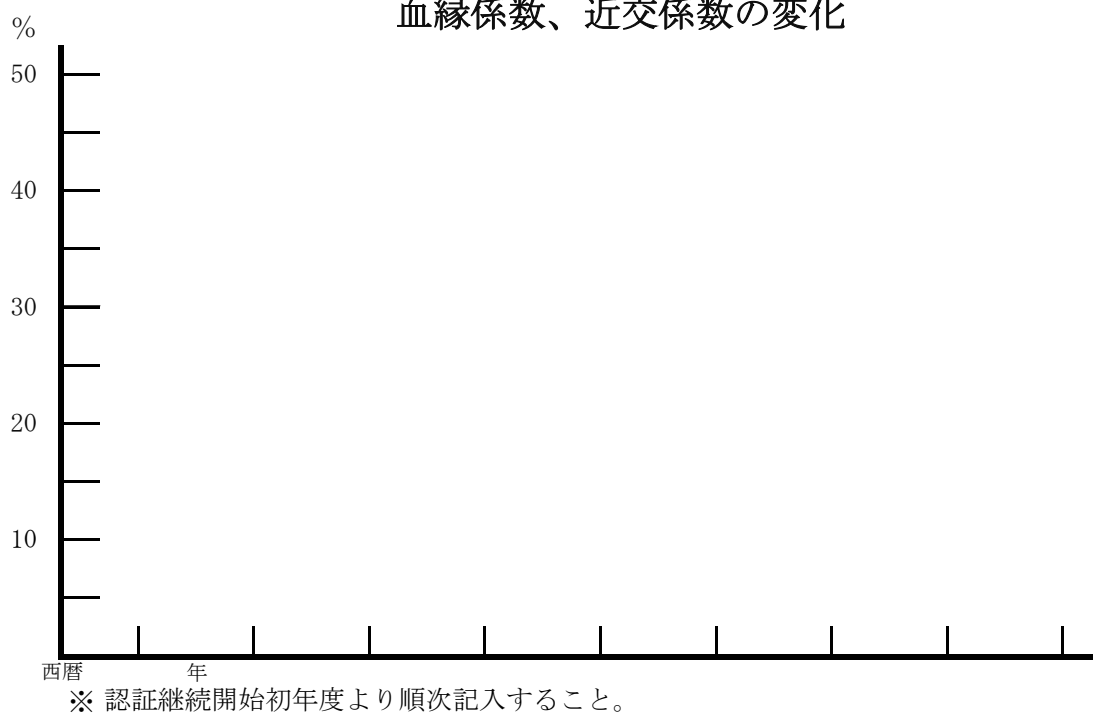
※ 次の形質については、主要改良形質以外でも記入のこと。

- ①一日平均増体重、②飼料要求率、③背脂肪(背)の厚さ、④ロース断面積 (注：いずれも個体の成績)

遺伝的寄与率変動係数の変化



血縁係数、近交係数の変化



証明書等 書換え・再交付申込書

品種等 CD	名号	生年月日西暦	年	月	日生
性別	証明番号(耳標No.)	-	耳刻No.	-	

上記のもの

<input type="checkbox"/>	種豚登録
<input type="checkbox"/>	子豚登記
<input type="checkbox"/>	血統登記
<input type="checkbox"/>	一代雑種豚血統証明
<input type="checkbox"/>	国内合成豚血統証明
<input type="checkbox"/>	海外合成豚血統証明
<input type="checkbox"/>	肉豚証明
<input type="checkbox"/>	種雌豚産子検定終了証明
<input type="checkbox"/>	産肉検定(現場検定)終了証明
<input type="checkbox"/>	系統種豚証明
<input type="checkbox"/>	認証集団種豚(認証豚)証明

の 証明書 汚 損 失 致しましたので 書 換 え 再 交 付 を受けたいので申込みます。

耳 標

申 込 日 : 西 暦 年 月 日
一般社団法人 日本養豚協会 会長 殿

申 込 者 : _____ 印

豚 認 証 集 団 造 成 計 画 書

造成計画者
住所等

造成計画者
名称等

造成実施
住所等

造成実施
名称等

農場コート

造成予定
品種名等

造成開始予定 西暦 年 月 日

認証承認予定 西暦 年 月 日

基礎豚の
導入計画 国内 ♂ 頭 ♀ 頭 海外 ♂ 頭 ♀ 頭

基礎豚の
選抜条件

.

.

.

主 改 良 形 質

.

.

.

造成豚の
選抜条件

.

.

上記のもの貴会豚認証集団に関する証明規程により認証集団豚の造成計画を提出します。

一般社団法人 日本養豚協会 会長 殿 西暦 年 月 日

申込者住所

申込者社名等

申込者代表者名

印

※ 委託団体の承認印を受けること。ただし、委託団体が無い場合は直接本会に提出すること。

系 統 第 号

豚 認 証 集 団 認 定 証 明 書

造 成 者
名 称 等

造 成 者
住 所 等

造 成 実 施
名 称 等

造 成 実 施
住 所 等

農場コート*

造 成 開 始 西 暦 年 月 日

期 間 年 月 間

認 証 承 認 西 暦 年 月 日

認 証 豚 認 証 集
団 名

品 種 等

主 要
改 良 形 質

上記のもの本会認証豚に関する証明規程により認証豚として認定したことを証明します。

西 暦 年 月 日

一 般 社 団 法 人 日 本 養 豚 協 会

飼 養 指 第 号

認 証 豚 飼 養 施 設 指 定 証 明 書

飼 養 施 設
所 有 者

飼 養 施 設
名 称 等

飼 養 施 設
所 在 地

農 場 コー ト *

認 証 集 団 名

品 種 等

上記のもの本会認証豚に関する証明規程により 年度の認証豚飼養施設として指定したことを証明します。

西 暦 年 月 日

一 般 社 団 法 人 日 本 養 豚 協 会

